

企画委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における企画委員会に関する必要な事項を定めるものである。

（企画委員会の役割）

2. 企画委員会（以下、委員会という）は、本会定款第5条の(1)に定める研究発表会、学術講演会、講習会、見学会等の行事、その他、本会の目的を達成するために必要な事業を企画するとともに、これに関する事項を統括管理する。

（企画委員長および企画委員の選任）

3. 企画委員長（以下、委員長という）は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
4. 委員長は会員の中から若干名の企画委員を推薦し、理事会の承認を得る。また、行事の企画の必要に応じて、委員長は臨時委員を選出することができる。臨時委員に関しては、選出後、理事会に報告する。

（企画委員会の運営）

5. 委員長は委員会を招集、運営するものとする。
6. 委員会における審議の結果は理事会に報告するものとする。

（その他）

7. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

2018年9月1日 制定（理事会承認）